

中小企業の事業継承円滑化を求める意見書

現在、中小企業は、消費の低迷、デフレに伴う低価格競争、急激な円高等に直面しており、その業況は、製造業を中心に依然として厳しい状況にある。政府の経済対策や外国為替市場への介入も十分な効果を上げておらず、このままでは、中小企業の収益が更に減少し、地域経済の疲弊と国内産業の空洞化が一層進むことが懸念される。

このような厳しい状況下において、政府税制調査会では、相続税の課税ベース、税率構造の見直し等、税強化を目指す方針が示されており、こうした流れは、中小企業の事業継承円滑化を目的とした「事業継承税制」の見直しへと波及するおそれがある。

もとより、中小企業は、地域の雇用を多く維持・創出するとともに技術・ノウハウの伝承と創造、競争力の確保・強化などにおいて、多様かつ重要な経済的・社会的役割を担っている。こうした中小企業の存続は、地域経済の活性化ひいては、我が国経済の安定的・持続的な成長を実現するために不可欠である。

今後、中小企業経営者の高齢化の進展に伴う事業継承問題が、急速に深刻化していくことが予想される。地域の中小企業が、過度な相続税の課税により、やむなく事業存続をあきらめることになれば、地域の活力が削がれ地域経済の衰退を招き、我が国の成長発展をも損ねかねない。

よって、国においては、中小企業及びその経営者が事業継承対策に過度に悩まされることなく、後継者が継承した経営資源を活かし、安定して事業継続できるよう、相続税制の改正においては、特段の配慮を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月14日

徳島県議会議長 藤 田 豊